



口蹄疫防疫演習を開催しました  
消毒ポイントの設置・運営

【消毒ポイントとは?】

平成22年に宮崎県で口蹄疫が大発生し、牛や豚約29万頭が殺処分されました。その時、口蹄疫が他の農家へ感染することを防ぐために、移動禁止や搬出制限などの措置がとられました。

このエリアにある農場へ出入りする必要がある飼料運搬車や関係業者などは、「消毒ポイント」で消毒を行い、その証明書を持参して農場に入ります。

今回、熊谷家畜保健衛生所では、管内で口蹄疫が発生した時に、関係者が迅速かつ適切に対応するため、3か所で演習を行いました。

第1回は、平成30年1月24日、寄居町のカタクリ体育センター、第2回は1月25日、加須市の北川辺ライスパーク、第3回は2月1日、東秩父村高齢者生きがいセンターの3か所で開催し、県、市町村、JA、警察署などから、合計で約72名の関係者が参加しました。

【演習内容1・机上演習】

口蹄疫発生時の消毒ポイント運営方法を中心とした資料などを用いて、防疫対応を机上で演習しました。(写真1)

写真 1



机上演習 (加須市)

【演習内容2・実地訓練】

道路から入りやすい広い場所のあるところなどを選定し、消毒ポイントを実際に設置して、車の引き込みなどの導線を確認しました。(写真2)

消毒ポイントに誘導された畜産関係車両は、動力噴霧器を使って消毒されます。(写真3)

運転手には消毒証明書が交付されます。

写真 2



消毒ポイントの設置 (東秩父村)

写真 3



車両消毒 (寄居町)

移動規制等の範囲内にある高速道路のインターチェンジなどにも、マットを敷くなどした消毒ポイントを設置します。(写真4)

これらの消毒ポイントは、高病原性鳥インフルエンザの発生時にも行います。

写真 4



消毒マットの設置 (加須市)

牛・豚等を飼養する皆様には、飼養衛生管理基準を遵守して口蹄疫の発生を未然に防ぐとともに、牛・豚等の健康状態を良く観察し、異常が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所までご連絡ください。